の自動車であつて、実施要領第四条に規定する平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベルが百」に改め、「平成二十七年度燃費基準達成車」の下に「、平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車、平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車又は平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車」を加え、同条第二十八項第二号中「第三条各号に掲げる基準のいずれかに適合すること」を「第四条に規定する平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベルが百以上であること」に改め、「平成二十七年度燃費基準達成車」の下に「、平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車、平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車又は平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車」を加える。

**附　則**

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

## ○文部科学省令第八号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十号）の施行に伴い、並びに放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十八日　文部科学大臣　平野　博文

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　測定等の義務（第二十条―第二十九条の七）」に改める。

第一条第一号中「空気中の放射性同位元素」の下に「（放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素を含む。以下この号、第四号、第十二号及び第十三号、第十四条の八において準用する第十四条の七第一項第四号及び第五号、第十四条の十において準用する第十四条の九第四号ハ、第十四条の十一、第十五条第一項第四号及び第十号、第十七条第一項第七号及び第二項、第十八条第一項第一号イ及び第三号、第十八条の三第二項、第十八条の四第八号、第十八条の五（第九号を除く。）、第十八条の六、第十八条の十一第一号イ及び第二号ロ、第十九条第一項（第十三号ニ及び第十六号を除く。）、第三項及び第五項第二号、第二十条（第一項第四号ロ及びハを除く。）、第二十一条第一項第四号、第二十二条第一項第三号、第二十二条の三第一項、第二十四条第一項第四号イ及び第五号、第二十六条第一項第三号及び第七号ニ並びに第二項第二号、第二十九条第一項第四号、第二十九条の四第一号、第二十九条の七並びに第三十九条第二項において同じ。）」を加え、同条第二号中「使用」の下に「若しくは詰替え」を加え、「又は放射性同位元素」の下に「若しくは放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素」を加え、「汚染された物」の下に「（以下「放射性汚染物」という。）」を加え、「（許可廃棄業者がする場合に限る。）」を削り、同条第三号中「放射性同位元素によつて汚染された物」を「放射性汚染物」に改める。

第二条第二項第七号中「イ及びロ」を「イからハまで」に、「同号ロ」を「同号ハ」に改め、同項第八号中「同項第四号ロ」を「同項第四号ハ」に改める。

第三条第二項第三号中「しやへい」を「遮蔽」に改める。

第六条第二項中「次の各号に掲げる書類」を「予定事業開始時期、予定事業期間及び放射性同位元素の種類ごとの年間販売予定数量（予定事業期間が一年に満たない場合にあつては、その期間の販売予定数量）又は最大賃貸予定数量（予定事業期間中の任意の時点において現に賃貸していることが予定される数量のうち最大のもの）を記載した書面」に改め、同項第一号及び第二号を削る。

第七条第二項中「同項第七号及び」を「同項第七号中「第十四条の十一第一項第四号イからハまで」とあるのは「第十四条の十一第一項第四号イ及びハ」と、「工場又は事業所」とあるのは「廃棄事業所」と、同項」に改める。

第九条の三第一項中「第十号まで」を「第二条第二項第三号から第十号まで」に、「第六号まで並びに第七号及び第八号」を「第七条第二項において準用する第二条第二項第三号から第八号まで」に改める。

第十二条第四項及び第五項中「第一項及び第二項」を削る。

第十四条の三第一項第一号ハ中「内部被ばく（人体内部に摂取した放射性同位元素からの放射線に被ばくすることをいう。以下同じ。）の」を「人体内部に放射性同位元素を摂取することにより、放射線に被ばくする」に改め、同条第二項第三号及び第五号ト中「Radioactive」を「RADIOACTIVE」に改める。

第十四条の六中「及び別記様式第三十四」を「、別記様式第三十七及び別記様式第三十六」に改める。

第十四条の七第一項第三号中「しやへい」を「遮蔽」に改め、同項第四号ハ中「放射性同位元素等」を「放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物」に改め、同項第七号の次に次の一号を加える。

七の二　放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素によつて汚染された物（以下「放射化物」という。）であつて放射線発生装置を構成する機器又は遮蔽体として用いるものを保管する場合には、次に定めるところにより、放射化物保管設備を設けること。

イ　放射化物保管設備は、外部と区画された構造とすること。

ロ　放射化物保管設備の扉、ふた等外部に通ずる部分には、かぎその他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。

ハ　放射化物保管設備には、耐火性の構造で、かつ、第十四条の九第四号（第十四条の十において準用する場合を含む。第十四条の十一第一項第八号ハにおいて同じ。）の基準に適合する容器を備えること。ただし、放射化物が大型機械等であつてこれを容器に入れることが著しく困難な場合において、汚染の広がりを防止するための特別の措置を講ずるときは、この限りでない。

第十四条の七第一項第九号中「汚染検査室」の下に「、放射化物保管設備、第七号の二ハに規定する容器」を加え、同条第六項中「しやへい」を「遮蔽」に改める。

第十四条の八中「第六号及び第七号」を「第六号から第七号の二まで」に改め、「詰替えをする」との下に「、同項第四号ハ中「放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物」とあるのは「放射性同位元素等」と」を、「詰替えをする室」と」の下に「、「放射化物保管設備、第七号の二ハに規定する容器及び」とあるのは「及び」と」を加える。

第十四条の九第三号中「しやへい」を「遮蔽」に改める。

第十四条の十中「場合において、」の下に「前条第二号中」を、「「放射性同位元素等」と」の下に「、同条第四号中「放射性同位元素を入れる」とあるのは「放射性同位元素等を入れる」と」を加える。

第十四条の十一第一項第三号中「しやへい」を「遮蔽」に改め、同項第四号本文中「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の下に「又は放射線発生装置を使用する場合（当該放射線発生装置の使用をする室において空気中の当該放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素の濃度が文部科学大臣が定める濃度限度を超えるおそれがある場合に限る。）」を加え、同号中ニをホとし、ハをニとし、同号ロ⑵中「この号」を「以下この号」に改め、同号中ロをハとし、同号イ中「排気設備」を「密封されていない放射性同位元素等の使用又は詰替えに係る排気設備」に改め、同号イの次に次のように加える。

ロ　放射線発生装置の使用に係る排気設備は、当該放射線発生装置の運転を停止している期間（当該放射線発生装置の使用をする室内に人がみだりに入ることを防止するインターロックを設ける場合にあつては、当該インターロックにより人を立ち入らせないこととしている期間を除く。）における当該放射線発生装置の使用をする室内の空気中において、当該放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素の濃度を文部科学大臣が定める濃度限度以下とする能力を有すること。